

令和2年11月30日 開会
令和2年11月30日 閉会
(臨時第11回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 218 号

令和 2 年第 11 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 2 年 11 月 25 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 2 年 11 月 30 日（月） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 1) 議案第 140 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 2) 議案第 141 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 3) 議案第 142 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 4) 議案第 143 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）
 - 5) 議案第 144 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第 1 号)
 - 6) 議案第 145 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
 - 7) 議案第 146 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 4 号)
 - 8) 議案第 147 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 9) 議案第 148 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
 - 10) 議案第 149 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)
 - 11) 議案第 150 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）
 - 12) 発議案第 7 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○開会日に応招した議員

森	本	貴	之	池	田	幸	恵
門	脇	輝	明	加	藤	紀	之
大	原	広	巳	大	杖	正	彦
米	本	隆	記	大	森	正	治
野	口	昌	作	近	藤	大	介
西	尾	寿	博	吉	原	美智恵	
岡	田		聰	野	口	俊	明
西	山	富三郎		杉	谷	洋	一

○応招しなかった議員

なし

第 11 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

令和 2 年 11 月 30 日（月曜日）

議 事 日 程

令和 2 年 11 月 30 日（月曜日） 午前 10 時開会

- 1 開会（開議）宣告
- 2 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 140 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 141 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 142 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 143 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 7 議案第 144 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 145 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 146 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 10 議案第 147 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 148 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 12 議案第 149 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 13 議案第 150 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 発議案第 7 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番 森本 貴之	2番 池田 幸恵
3番 門脇 輝明	4番 加藤 紀之
5番 大原 広巳	6番 大杖 正彦
7番 米本 隆記	8番 大森 正治
9番 野口 昌作	10番 近藤 大介
11番 西尾 寿博	12番 吉原 美智恵
13番 岡田 聡	14番 野口 俊明
15番 西山 富三郎	16番 杉谷 洋一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田 隆昌 書記 …………… 三谷 輝義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹口 大紀	教育長…………… 鷺見 寛幸
副町長 …………… 小谷 彰	教育次長…………… 前田 繁之
総務課長 …………… 山岡 浩義	財務課長…………… 金田 茂之
水道課長…………… 竹村 秀明	

午前10時開会

- 議長（杉谷 洋一君） 皆さん、おはようございます。
- 局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。礼。ご着席ください。

開会・開議・議事日程

- 議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は16人です。
- 定足数に達しておりますので、令和2年第11回大山町議会臨時会を開会します。
- これから、本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定によって 15 番 西山 富三郎議員、1 番 森本貴之議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案第 140 号 ～ 日程第 5 議案第 142 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 3、議案第 140 号 大山町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 5、議案第 142
号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
についてまでの 3 件は、関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 140 号 大山町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、国において、一般職の給与改定に準じ、特別職の職員の給与等
の改正が行われたことに伴い、本町においても特別職の職員で常勤のもの
の期末手当の支給率を 0.05 月分引き下げるものです。

ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行、第 1 条の規定による改正後の
給与条例の規定は、令和 2 年 12 月 1 日から適用するものとしております。

続きまして議案第 141 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いては、国において、人事院の勧告に鑑み、令和 2 年度の給与等について改定が行われ
たことに伴い、本町においても職員の期末手当を 0.05 月分引き下げるものです。

ただし、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行、第 1 条の規定による改正後の給
与条例の規定は、令和 2 年 12 月 1 日から適用するものとしております。

続きまして、議案第 142 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例については、国において、人事院の勧告に鑑み、令和 2 年度の
給与等について、改定が行われたことに伴い、本町においても職員の期末手当を 0.05
月分引き下げるものです。施行日は、公布の日から施行としております。

ただし、令和 2 年 12 月支給分については、年度中途での変更は行わないため、従前

のとおりとするものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 140 号

○議長（杉谷 洋一君） 提案理由の説明が終わりました。このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います。

議案第 140 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長、8 番。

○議長（杉谷 洋一君） 8 番 大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 今回の一時金の条例改定につきましては、人事院勧告に準じてということでありますけども、確かにコロナ禍の下で、民間のほうは、一時金が支給されなかったり、減額されたりというところがあるように聞いております。

特に病院なんかも、その傾向があるということを知っていますが、全国的には、そういうわけですけども、県内、あるいは町名ではどうなのか。その辺の特に町内の一時金の支給について、民間の状況はどうであるか、それも勘案されているのかなあというふうに思いますが、民間の場合はどういう状況にあるのか、把握されていたらそれをお伺いしたいと思えますし、それから次 2 点目としまして、これ国のほうではあくまでも、コロナ禍のもとで、暫定的な措置だというようなこともあるようですけども、この本町としても、やっぱり今回の一時金の減額については、あくまで暫定的なもので、コロナ後ですね、回復すれば、またそれは回復するという含みがあるのかどうなのか。お伺いしたいと思えます。

○議長（杉谷 洋一君） 答弁をお願いします。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） ご質問にお答えします。

まず町内の状況なり、あるいは民間の状況を調べているかということでございますけれども、そのようなことは町のほうでは調べておりません。基本的な考え方としまして人事院勧告なりに準じて行っているということでございます。

本町におきまして人事委員会等ございませんので、なかなかそういうことを調べるというのは困難というふうに考えております。

あと、暫定的なものかということにつきましては、先ほど言いましたように、人事院勧告に準じてやっていくということでございます。

また人事院勧告がそのような勧告が出れば、検討するというものでございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 140 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり 決定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 140 号は 原案のとおり可決されました。

議案第 141 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 141 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 1 点お伺いします。

この条例改正の趣旨というのは、人事院勧告に基づいてこれを遵守して、期末手当の支給率を年が 100 分の 260 から 100 分の 255 にすると、こういうふうな趣旨で、この条例文が、策定されていると思いますけども、そういった認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい、今回の条例改正につきましては、期末手当のところの条項を改正するものでございます。

これが今までが改正前が 100 分の 130 だったものを、今回、100 分の 125 ということで、0.05 月分を減額するというものでございます。

これ 1 条と 2 条というふうに記載しておりまして、1 条については今回のもの、2 条については、来年度以降のものということでございます。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 趣旨がちょっと分かっていただけないかなと思ってるんですけども、要するに、年額の、今年度分については、100 分の 130 を 6 月に支給してるんで、年額 255 にするためには、12 月で 125 を支給しなきゃいけないと、そういう

ことであって、来年度以降は 255 をならしてそういった率にすると。127.5 にするというふうな趣旨でしょうかというふうにお聞きたんですけれども、それ、私の認識が違っているでしょうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい。失礼いたしました。

まず、第 1 条の分、これ令和 2 年度分でございますけれども、ボーナスというのは 6 月と 12 月に支給されますので、6 月分はもう今年度の場合支給されていると。

ということで 0.05 月を今回、12 月期で減額するというものでございます。

来年度以降につきましては、6 月分を 0.025 月、12 月分を 0.025 月をそれぞれ減額するというものでございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 141 号を採決します。お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって議案第 141 号は原案のとおり可決されました。

議案第 142 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 142 号 大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 3 番 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） はい、何点かお聞きしたいと思います。

町長は提案理由の説明の中で、会計年度任用職員の期末手当については、年度途中では変更しないというふうに言われましたけれども、本町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 21 条にはですね、給与条例第 19 条から第 19 条の 3 までの規定、要するにこれ率を定めたものも含まれますけれども、これについては、この任期の定めが 6 か月以上のパートタイムの会計年度任用職員についてこれを準用するという規

定になっております。

さらに、人事院勧告には、会計年度任用職員については特段の記載はございません。そういったところで、どうしてこの会計年度任用職員の期末手当の減額は年度途中では出来ないのか。その合理的な理由をお伺いしたいと思います。

そしてですね、ちょっと気になるのが、この条例がなかった場合には、一般職と同じように、減額されるようになるわけですけれども、そうした場合には、どの程度の額になるのかなど。差額がどの程度になるのかなど、ちょっと疑問に思いましたので、お伺いしたいと思います。

なお、会計年度任用職員の期末手当について、6月の期末手当については100分の130で既に支給されていると思えますけれども、間違いございませんか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） 会計年度任用職員の、今回の改正で、年度途中で変更を行わない理由というものの御質問でございますが、今回、この条例で先ほど言われましたように、一般職の条例に準ずるといふふうに条例上は書いております。

今回の改正におきまして、従前のおりの100分の130にすることで会計年度任用職員の分はしております。

まず、これの考え方でございますけれども、今回、公務員の給与制度というものが、人事院勧告制度で成り立っているということでございます。普通の民間の場合ですと、給与改定の交渉なりは4月に行われて4月から実施されると。ただ、人事院勧告の制度というのは、その内容を人事院が調査して、これを勧告して、実際にその数字が出て条例化するのはいつも大体、年末前、今回11月とか12月と、というようなこととなりますということで、いわゆる民間とタイムラグがどうしても発生するというところでございます。

本来ですと4月からするものを、今回このような場合、公務員の場合、タイムラグするので、遡り、あるいは遡及して改正するということが行われているものでございます。

で、会計年度任用職員というものにつきましては基本的に単年度契約ということでございます。ということで、まず雇用の時に、期末手当が幾らと、というようなことで、通知しているものでございます。

これについて、単年度ということで、毎年毎年改定はするというところで、普通の一般職みたいに長年、退職まで期間が長いというような職員ではございませんので、勧告なりと、給与改定というものが年度中途には行わずに、翌年度から実施するという考えでございます。

差額はどれぐらいかということでございますが、計算はしておりません。あと、6月期のものにつきましては、言われたとおりでございます。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） いろいろ説明いただいたんですけども、要約して言えば、会計年度任用職員は雇用時にこの期末手当は幾らというふうに通知しているから変更出来ないんだと、こういう理由だったように思います。

それではですね、この会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第21条との整合性がとれないのではないかなと思います。

私思うには、雇用時に通知する任用条件通知書、そこにきちっと、100分の130の2回というふうに書いてあること自体が問題ではないかなと。これを一般職の職員に準ずるというふうに書いておけば全然問題ない話になると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい、条例上の作り方というものがございまして会計年度任用職員、基本的には一般職に準ずるといような記載をしております。

ただ先ほど言いましたように、支給率等々は、年度当初でしたら、同じものということになりますけれども、人事院勧告なりで変更があるというときは、ある年、ない年ございまして、今回の場合ですと、期末手当が下がるという状況が出ております。

これについて、会計年度任用職員については、年度中途では、変更はしないということで、改正の条例、今回の場合も、一般職の分なり会計年度職員の給与条例を改正するわけですけれども、改正するときには、会計年度任用職員については、年度中途では変わらないような条例改正ということを考えて出させてもらったものでございます。

ですので改正の仕方によって、年度中途で変わる、変わらないということが出てくるわけですけれども、基本的な考え方として、年度中途では変えないというものでございます。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） すっきりした答弁ではないわけですけれども、年度中途で変えないという理由は、さっき私が質問した雇用時に通知しているから、以外にはどういった根拠があるのでしょうか。

我々の仕事は、条例、条例規則、これに基づいて業務をしているわけですし、それを逸脱することは、非常にまずいことじゃないかなと、こういうふうに思っておりますが、再度、答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） はい、言われているとおり、法律条例で職員の給与というものは支給されるわけございまして、今回もそれに条例を改正するというものでございます。

ということで、一般職の場合ですと、0.05月下げると、で、会計年度職員については、今年度は0.05月は下げないということで、下げるのは、来年度からというような条例を今回提案させてもらっておりますので、条例、それが成立しますと、条例に沿った支給を行うというものでございます。

○議長（杉谷 洋一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） まず反対討論ですね。門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 私は反対の立場で討論をしたいと思います。

先ほど答弁にあったとおり、この条例の改正案はですね、根拠のあるもの法律とか規則とかあるいは人事院勧告に基づかない執行部の恣意的な判断によるこの条例改正であると思います。

そういったものについて、私は認められないのではないかというふうに思い、反対の討論をさせていただきました。この議案については否決すべきであると思います。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、賛成者の発言を求めます。

○議員（6番 大杖 正彦君） 議長、6番。

○議長（杉谷 洋一君） 6番 大杖議員。

○議員（6番 大杖 正彦君） 私はこの条例に関して賛成の立場で発言させていただきます。

会計任用制度の職員の方々は、1年契約という形で契約されてます。その契約時にそういった賃金体系も、行政とそれから働く方の了解の上で契約されている内容です。それを途中で変えるということは、契約者、相手に対して大変不義理なことになると思います。当然契約時でこの1年間、こういった条件で、仕事をするというのがこの制度の基本だと私は思っておりますね。賛成といたします。

みなさん、よろしくお願いします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

○議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 先ほどの門脇議員の質疑を聞かせていただきましたが、条例21条に基づけば、任用契約自体が条例違反だというふうに理解出来ます。

であるならば先ほど大杖議員がおっしゃったこと、また別の話であって、今回は条例 21 条に従った改正をすべきだというふうに私も理解します。

今の時点では、条例 21 条が優先されるべきものです。そうでなければ、我々は、こういったものを通していくこと自体が、何というか職務を放棄するような形になってしまいますので、今の条例に準じて、今回は否決せざるを得ないのかなというふうに思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） はい。これで討論を終わります。

[「議長、休憩動議」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ休憩します。（午前 10 時 27 分）

○議長（杉谷 洋一君） （午前 10 時 37 分）

先ほどの休憩はですね、任用職員の条例ということですね、事前にですね、全員協議会の説明不足だったということで、議員の皆さんがいろいろ疑問を持たれたということで、時間をかけましたということで、再開いたします。

そうしますと討論・・・

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） はい。これで討論を終わります。

これから議案第 142 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 142 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 143 号 ～ 日程第 13 議案第 150 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 6、議案第 143 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）から日程第 13、議案第 150 号 大山町令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 8 件は、関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 143 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 11 号）については、人事院勧告に基づく、大山町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算の総額から 343 万 8,000 円減額し、歳入歳出予算の総額を 139 億 5,909 万 2,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 144 号 令和 2 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1

号)については、移転補償工事に係る工事請負費の増額とそれに対する移転補償費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 271 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,557 万 8,000 円とするものです。

続きまして議案第 145 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)については、大山町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、5 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22 億 6,989 万円とするものです。

続きまして議案第 146 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 4 号)については、大山町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、12 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 億 7,027 万 3,000 円とするものです。

続きまして議案第 147 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)については、大山町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、11 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22 億 7,051 万 5,000 円とするものです。

続きまして議案第 148 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)については、大山町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、1 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、4 億 9,640 万 8,000 円とするものです。

続きまして、議案第 149 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)については、大山町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、2 万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、4 億 3,581 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 150 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算(第 3 号)については、大山町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、5 万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、2 億 9,978 万 7,000 円とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 143 号

○議長(杉谷 洋一君) 議案第 143 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算(第 11 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(13 番 岡田 聡君) 議長、13 番。

○議長(杉谷 洋一君) 13 番 岡田議員。

○議員（13 番 岡田 聰君） 直接、この議案の減額の質問ではないですけども、この、給与の期末手当の減額は、人事院勧告でもっと以前からわかってたと思うんですけども、この臨時会、11月の30日、12月議会目前になってから、わざわざ、やられるという理由がちょっとよくわからない。もっと、早く出来たのではなかろうかと考えます。

それと、議員の期末手当は今回、議員提案でされますが、また、もう1回補正をかけねばならない。これ、何か無駄な事をしてるようで、事前に特例をもって、議会の了解を得て議案として出して、同じタイミングで補正に上げられなかったのか。まあ、今回議案提案で出されるわけですから、また、12月の初めにでも補正をまた別の補正を出すということですかね。何か無駄なことに感じますか、どうでしょうか。

○総務課長（山岡 浩義君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡 浩義君） まず最初に、今回の提案時期というものでございますけれども、国のほうにおきまして人事院勧告が出た後に給与法案というものの改正がなされております。これの改正がなされたのが、今月の27日ということでございます。国の動向を見ながらということで、本日の日になつたということでございます。

あと、補正予算の議案について、議員の分がない、変更がないかということにつきましては、いろいろ協議したわけですが、議事の進行上、補正予算のほうが先になりますので、補正予算はそのままにして、12月議会費等で、もし議員さんの報酬等に対する条例が改正になりましたら、補正をしたいというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第143号を採決します。お諮りします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって議案第143号は原案のとおり可決されました。

議案第144号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第144号 令和2年度大山町改革専用水道特別会計補正予算第1号を議案します。質疑ありませんか。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 工事移転補償費が 271 万 2,000 円で、工事費が、歳出が 163 万 1000 円ありますが、これについて、内容はどうなってるのか、御説明願います。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。0

○議長（杉谷 洋一君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） 今回の補正でございますけれども、増額となる工事費及び歳入の移転補償費が多くなっております。

今回の工事の増額に係る移転補償の部分の増額は 108 万 9,000 円あまりでございます。残りの 162 万 3,000 円につきましては、当初、移転補償費を少なく計上しておったために、今回増額をさせていただいたところでございます。

内容としましては、今回の工事で仮設の水道管を敷設しておりますけれども、この部分の補償費を、当初予算では計上しておりませんでした。申し訳ございません。

また、既設の水道管の経過年数を誤って古く、積算しておりましたために、こちらの分も、少なくなってしまった関係でございます。以上でございます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 144 号を採決します。お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって議案第 144 号は原案のとおり可決されました。

議案第 145 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 145 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 145 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 145 号は原案のとおり可決されました。

議案第 146 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 146 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 146 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 146 号は原案のとおり可決されました。

議案第 147 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 147 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 147 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 147 号は原案のとおり可決されました。

議案第 148 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 148 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 148 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 148 号は原案のとおり可決されました。

議案第 149 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 149 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 149 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 149 号は原案のとおり可決されました。

議案第 150 号

○議長（杉谷 洋一君） 議案第 150 号 令和 2 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 150 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 150号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 発議案第 7 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 14、発議案第 7 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。大杖 正彦議会運営委員長。

○議会運営委員長（大杖 正彦君） それでは、大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

先ほど、議案第 140 号で、執行部から提案されました、常勤の特別職及び職員の期末勤勉手当に関する条例の一部改正についてが承認されましたが、本案も同様に、12 月に支給される議員の期末手当の支給率を暫定的に引き下げるため、発議案第 7 号として提案するものであります。

説明がありましたように、人事院は、令和 2 年 10 月 7 日現下の経済情勢を勘案し、12 月に支給予定の国家公務員の期末手当の引下げ勧告を行いました。

これを受け、政府は、引き続き、人事院勧告尊重の基本姿勢を保持するため、勧告のとおり、12 月期の期末手当を暫定的に引き下げることを、11 月 6 日に閣議決定をいたしました。

大山町においても、人事院勧告遵守という方針のもとに、職員の賃金体系や勤務条件などを決定してきた経緯を踏まえ、常勤特別職や職員の期末勤勉手当関連条例の一部改正について、今臨時会に提案されることから、議会議員の期末手当についても、議会運営委員会で審議を行いました結果、12 月の期末手当支給率を現行 1.7 月から 0.05 月削減し、1.65 月に改正するよう決定されたため、既定の条例の一部改正を行うものであります。

なお、1条の規定による改正後の条例の指定日は公布の日からとし、第2条の条例の施行日や令和3年4月1日からとしております。

以上で発議案第7号の提案理由を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第11回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席。

午前10時58分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 西山 富三郎

署名議員 森本 貴之